

---

研究ノート

---

## 消費税優位" 論の意義とその限界

——Bankman & Weisbach (2006) をめぐる議論の応酬について——

渡 邊 宏 美

1. はじめに
2. 理想的消費税は理想的所得税より優位か
  - 2.1. 理想的消費税の優位性
  - 2.2. 完全ではない市場と非合理的な意思決定
  - 2.3. それでも「理想的」消費税は優位である
3. 議論の前提に対する疑問
  - 3.1. 貯蓄に対する課税が貯蓄／消費の意思決定に重要な影響を与えるか
  - 3.2. 「富の保有それ自体からの無形の利益」を消費税で捕捉できるか
4. 結びにかけて

### 1. はじめに

課税ベースとしての所得と消費の選択について、近年米国のローレビュー上で、ある意味興味深い議論の応酬がみられる<sup>1)</sup>。端的に

1) Bankman and Weisbach (2006), 58 Stan. L. Rev. 1413.; Shaviro, Daniel (2007) Beyond the Pro-Consumption Tax Consensus, 60 Stan. L. Rev. 745.; Bankman & Weisbach (2007) Consumption Taxation is Still Superior to Income Taxation, 60 Stan. L. Rev. 789.

なお、その後次のような応酬もみられる。Chris William Sanchirico, A Critical Look at the Economic Argument for Taxing Only Labor Income, 63 Tax Law Review 867(2010);

いえば、Bankman & Weisbach (2006) (以下、B&W 2006) は「理想的な消費税は理想的な所得税よりも優位である」と結論づけた。これに対し、Shaviro (2007) は学問上消費税への移行は間違いではないけれども、3つの仮定からの乖離のために、かれらの核心的主張は否定されると指摘した。それを受けて Bankman & Weisbach (2007) (以下、B&W 2007) は、いくつかの指摘は認めるが、それでも理想的所得税に対する理想的消費税の優位は搖るがないと回答している。

本稿では、これらの論文で示された理想的消費税が理想的所得税より優位であるという主張とそれに対する応酬を紹介し、若干の疑

Joseph Bankman & David Weisbach, A Critical Look at Critical Look - Reply to Sanchirico, 64 Tax Law Review 539(2011); Chris William Sanchirico, A Counter-Reply to Bankman and Weisbach, 64 Tax Law Review 551 (2011). Sanchirico (2010) は、B&W 2006の議論を tax substitution argument として主にその仮定について批判し、それに対して B&W (2011) は Sanchirico (2010) が仮定の非現実性を繰り返しているだけで、理想的所得税に対する理想的消費税の優位に対する批判にはなっていないと指摘する。Sanchirico (2011) は自身が問題にしたのは、仮定が何でありそれが何を意味するかということであるとして再反論を試みている。

問を示す。第2節は理想的消費税の優位をめぐる議論の概観、第3節はそれらの前提に対する疑問、第4節は結びである。

## 2. 理想的消費税は理想的所得税より優位か

課税ベースとして所得と消費のどちらが「優れて」<sup>2)</sup>いるかをめぐっては既に膨大な議論の蓄積があるものの、決定的な結論はでていない、といえそうである<sup>3)</sup>。この「100年以上にわたる」<sup>4)</sup>問題に対してB&W 2006は、理想的な所得税より理想的な消費税の方が効率・分配の点からいって優れている、と主張した。この主張に対して懐疑的な論文が既にいくつか見受けられる<sup>5)</sup>。本節では2.1.でB&W 2006を、2.2.でShaviro (2007)を、2.3.でShaviro (2007)に対するリプライであるB&W 2007を概観する。

### 2.1. 理想的消費税の優位性<sup>6)</sup>

B&W 2006は前半部で既存の理論の説明、後半部で理論の背後にある仮説の検証という構成をとっている<sup>7)</sup>。以下、議論の主張とその根拠、所得税論者の主張、それに対する反論、議論の仮定の順でみていくことにしたい。

論文の主張は、「理想的な消費税は、理想的な所得税よりも優れている」ということで

2) 優劣の基準はどのような哲学をとるかに依存するが、ここで紹介する論文は効率性（と再分配）によっている。

3) 理想的消費税と理想的所得税との比較では、B&W 2006によって既に結論がだされたという見方もあるだろう。

4) B&W 2011, p. 539.

5) 前掲注1参照。

6) B&W 2006について既に藤谷 (2007) で要約・検討されている。藤谷 (2007) の結論は「所得税の理論的基礎は相当程度崩壊しているが、完全に失われたわけではない」(p. 294)とされている。

7) B&W 2011, p. 540.

ある。所得税と消費税の違いはリスクフリーリターンに対する課税の有無であり、課税ベースの選択は非中立的な物品税が望ましいか否かという問題の一部とされうる。貯蓄リターンに課税することは第1に貯蓄決定を歪め、第2に直接的に労働が課税されたのと同様に労働努力を歪める。後者は賃金課税を行う所得税・消費税に共通する歪みであるが、前者は所得税のみに生じる歪みであるため、貯蓄課税をなくし賃金税におきかえることで歪みが少なく効率的（税収が変化しないよう税率を設定することで再分配も損なわない）である。

所得税を支持する議論は、効率性の観点、再分配の観点、富がもたらす利益の観点から展開されるという。

所得税は貯蓄の意思決定を歪ませるが、貯蓄課税の分だけ労働に対する税率を低くすることができるため、労働の意思決定に対する歪みは少ないのでに対して、消費税は所得税よりも高い税率で、どのくらい労働するかの意思決定を歪ませている。したがってどちらがより効率的かは、納税者の行動に依存する。

貯蓄に課税しないことは富の蓄積を課税しないままにしてしまうため、社会に大きな不平等を生じさせる。それは単に幸運な個人に対して何も対処しないことになる。社会は分配する権利を有しており、それを使って不平等を軽減することが正当で公平である。

富は保障、権威、権力をもたらすといわれる。所得税はそれらに課税するが、かなり累進的な消費税であっても消費税はその便益に応じた再分配ができない。

この所得税論者の3つの主張に対して、B&W 2006はAtkinson & Stiglitz (1976)の議論に基づき、次のように反論する。

これらの主張は、貯蓄リターンに課税することで生じる影響（貯蓄決定に与える歪みと、労働努力に与える歪み）を見落としている点で誤っており、第1の歪みは所得税の下

でのみ生じるため、消費税の方が効率的であるという。

再分配を考慮にいれても、貯蓄課税を消費又は賃金税におきかえることで、より豊かになりパレート改善であるという。納税者を貧困層、中間層、高所得者層に分けた時に、貯蓄をするのは中間層と高所得者層である。貯蓄課税をやめて同じ税収・税負担を複製するような賃金税に取り替えることで、この議論より、より効率的になるといえる。そしてこのパレート優位の分が再分配に利用されうる (the Pareto advantages can be used to redistribute), という。

「富の保有それ自体からの無形の利益」<sup>8)</sup>について、B&W 2006は「そういう利益は貯蓄総額ではなくむしろ税引後の消費純額の関数であるために、消費税も、貯蓄に関連する無形の利益の消費を正確に捕捉している」と指摘する。そして「消費税を課すことで利用可能額を減少させる」のであるから「貯蓄に関連するそういう保障を減少させる」という。

以上の主張と根拠の背後には、いくつかの仮定が存在している。例えば、(a) 投資はリスクフリーリターンしか生まないこと、(b) 合理的な貯蓄の意思決定、等である。

(a) について一定の仮定の下では、リスクと利益があったとしても、所得税と消費税の相違はリスクフリーリターンに対する課税のみであるため、所得税と消費税の選択という命題に関しては、仮定を修正することなく先の結論が維持されるという。

8) 藤谷(2007), p. 288参照。そこでは、B&W 2006がこの点について4つの反論を加えているとされる。すなわち、消費税だけでなく所得税も課税できていない、貯蓄水準が所得水準に比例して増加するなら、所得分配政策で十分、

貯蓄からの無形の利益は将来の消費に比例するから、消費時に捕捉できる、貯蓄の無形の利益だけを問題にするのは恣意的であることとされる。

なお、幸運の結果としての相違があるとして、それを軽減するか否か及びその方法を分析するためには、まずその相違が生じた理由をみる必要がある（例えば、市場の不完全性や逆選択の問題等によって、個人が最適な形で分散されたポートフォリオを有しない）。運による結果の相違を緩和することが望ましい場合、その方法についての分析も行っている。

(b) について例えば、事後の観点から貯蓄家は浪費家よりも消費額が多いため、より豊かである、と批判される。この点 B&W 2006は次のような例を挙げる。

A, B, C がそれぞれ10,000ドルの賃金を得て、貯蓄したとする。A は1年後それを使って旅行に行く。泊まるのはユースホテルであり、安いカフェで食事をする。B は10年後に旅行し、2つ星ホテル・レストランを利用する。C は30年後に旅行し、3つ星ホテル・レストランを利用する（これらの例は高い割引率を想定している）。

一見、C がより豊かに見えるが、A より C が高い効用を得ているかは断じえない。A は早くに旅行をした分、その後過去の旅行の記憶を楽しめるのに対し、C は旅行を待ち望み期待を膨らませることができる。重要なことは、いつ消費するかを選択することができれば、どの者が他より豊かであるということは出来ない、と指摘する。

## 2.2. 完全ではない市場と非合理的な意思決定

Shavivro (2007) は、所得税から消費税への移行はアカデミックな文脈において間違ではないが、3つの仮定から乖離しているために B&W 2006の消費税優位の核心的な結論は否定されると指摘している<sup>9)</sup>。なお、Shavivro (2007) は、所得平準化の議論にもかなりの頁を割いているが、ここでは消費税の議論に

9) Shavivro(2007), pp. 747, 750.

焦点をあてることにする。論文の結論は、所得平準化も消費税の議論も共に、完全市場、一貫して合理的な選択を行う納税者、生涯稼得データに関する情報の完全性に依存するが、これらの仮定はいずれも支持されないために、NDPF (new dynamic public finance)<sup>10)</sup> の文脈での貯蓄課税の妥当性（及び所得平準化がいかに機能するか）を模索すべき、と要約できる。

以下、消費税の議論の仮定を示し、それらの仮定が支持されないこと、仮定の否定がB&W 2006の結論に与える影響についてShaviro (2007) の議論を要約する。

まず、分配に関する消費税の議論では、生涯所得が予算制約線を決定し、貯蓄決定は、この予算制約線内の商品選択を反映するため、より貯蓄をする者が豊かであるとは限らない。生涯所得が異なる場合には再分配が必要となるが、一期間における所得の差は無視できるとする。納税者が自由に借入することができれば、一時的な所得の差は問題となるからである。また、効率に関する消費税の議論では、「生涯全体を一つの一定期間としてみており、この見方は、完全市場と一貫した合理的な選択、及び他に核心的な情報がないことを想定した場合に最も支持され易い」<sup>11)</sup>という。

しかし、完全市場の仮定について例えば、将来有望な学生が自由に借入できるわけではないように、現実の納税者は、制約なく借入を行うことができない。また一貫した合理的な選択の仮定について、行動経済学の文脈では、たとえ完全市場、同じ生涯所得、同じ選好を

もっていたとしても、稼得順序が異なれば異なる消費選択をする可能性が示されている。例えば、適切な退職貯蓄ができない理由を、人々が双曲線の割引率（将来よりも現在と将来の間の方が、割引率が高い）を有していることで説明されることがあるという<sup>12)</sup>。このように、完全市場や一貫した合理的な選択という仮定は支持されないと指摘する。

仮定が否定されると、稼ぎ又は消費の正確な配列が重要となり、直ちに所得税を支持することにはならないが、消費税優位の結論にノイズをもたらし、より現時点に焦点をあてた分配が重要となるかもしれないという。

また、貯蓄が高い能力の徴表である可能性を視野に入れれば、所得税の妥当性が増すかもしれない。但し、貯蓄が示す能力がどのような意味をもつかによって結果は全く異なったものになるという。もし、貯蓄が「高い稼得能力」を表す場合には、貯蓄者により重く課税することが分配上適することになる。そうではなく、それが「消費者としての能力」（他の者が同じ資源から得る効用よりも、より多くの効用を引き出す能力）の場合には、厚生経済学の観点から、(a) 消費能力が高い者は合計効用も高いと想定されるため、再分配を少なくする、という考え方も、(b) 追加的な1ドルからより多くの効用を引き出せるのであるから、消費能力の高い者により多く分配するという考え方も可能であるという<sup>13)</sup>。

さらに、貯蓄が労働供給を減らし、歳入を減少させる効果をもたらす場合には、貯蓄課税が社会的に最適ということにもなる。

以上から、経済学上のモデルではなく現実世界からみれば、理想的な消費税の所得税に対する決定的な優位性は否定されることになると指摘する<sup>14)</sup>。但し、そもそも最善の理想的

10) 時間、リスク、徐々に明らかになる情報を考慮し、特に政府の課税権を制限する情報と実施の摩擦を強調するものとして説明しており、所得平準化と課税ベースの選択に重要なインプリケーションを持つと指摘している (Shaviro (2007), p. 758, Cf. note 47)。

11) Shaviro (2007), p. 783.

12) Shaviro (2007), pp. 774-775, Cf. note 89.

13) Shaviro (2007), pp. 784-785.

14) Shaviro (2007), p. 786.

課税ベースの模索自体が誤りなのではないかとも述べている。なお、Shaviro自身は、貯蓄課税によって歳入が減るかもしれないが、貯蓄が将来世代の生活水準を上昇させるかもしれないこと、及び貯蓄課税は保有する財の価値変化を期間毎に測定する必要を生じさせるが実現なしには困難であるという考慮から、Bradfordの「consumption strategy」<sup>15)</sup>を支持していると述べている。

### 2.3. それでも「理想的」消費税は優位である

Shaviro(2007)を受け、B&W 2007は複雑な行動モデルが単純なそれよりも結論を弱めること等に同意しつつも、それでも理想的消費税は優位であると主張する。ここでは、Shaviro(2007)に対する4つの反論<sup>16)</sup>を概観したい。

まず、市場の不完全さ、特に信用市場が不完全であるために借入に制約があるが、貯蓄がある者はそういった制約がないというShaviro(2007)の指摘を取り上げる。これに対する反論としてB&W 2007は、貯蓄しない人のどれくらいが制約されているかは不明であるし、貯蓄が信用制約のシグナルであるとしても政策によって解決できるため、信用市場の不完全さが消費税の優位性に重要な影響をもたらすことはないと主張する。

次に、保険市場が完全ではないこと、及びNDPFがこれまでの消費税の優位性を損ない、貯蓄課税の強力な合理性を提供しているという指摘を取り上げる。これに対する反

論として、このことが所得税支持にはつながらないし、またNDPFに複数期間モデルはまだなく、議論は時期尚早であるという。

また、消費課税の魅力は、現在価値ベースで同じ消費に対して同じだけの税を課すことにあるので、近視眼的行動が消費課税の妥当性を弱めるという指摘を取り上げる。これに対して、実証研究によると、低所得の個人に特に近視眼的な貯蓄行動のサインが示されることを挙げた上で、貯蓄課税の廃止は貯蓄インセンティブにつながるため、消費課税の妥当性を強めるという。その意味で、所得税は消費を促すために「喫煙者（浪費家）は禁煙者（貯蓄家）よりも豊かでないから、救済措置としてタバコ（消費）の相対価格を下げるようなもの」<sup>17)</sup>と主張する。

最後に、同じ所得をもっていても、より多くの貯蓄を持つ方が高い能力をもっている可能性、つまり、貯蓄は能力のシグナルかもしれないという指摘を取り上げる。これに対して、能力が教育を通して得られるものなら、貯蓄ではなく教育が能力のシグナルとなるはずであるし、貯蓄が能力のシグナルであるとしても、所得税支持にはつながらないという。

したがって、B&W 2006では考慮していなかったShaviro(2007)が挙げた論点を考慮した後もやはり理想的な消費税が好ましいとする。なお、最後にB&W 2007は次のように指摘している。

「Shaviro論文からの教訓は、モデルは結局ただのモデルであるため、誰も保証しえないという事であろう。我々がより良いモデルを常に発展させ続けなければならないのは、世の中の人々をより良く認識し、税制によって市場の結果をいかに改善しうるかをより良く理解するためである。これが彼のメッセージであるなら、我々は同意する。」<sup>18)</sup>

15) Bradford (1986), 14章参照。そこでは、消費税への抜本的な改革として実行可能な3つのプランが描かれている。Plan 1はconsumption-oriented modification of the income tax base, Plan 2はVAT, Plan 3はA two-tiered simplified taxである。Plan 3は今ではXtaxとして有名である。

16) B&W 2007, Discussion 参照。

17) B&W 2007, p. 801. なお、括弧は引用者によるものである。

18) B&W 2007, p. 802.

### 3. 議論の前提に対する疑問

B&W 2006で示されている議論に対する2つの疑問を示す。

#### 3.1. 貯蓄に対する課税が貯蓄／消費の意思決定に重要な影響を与えるか

B&W 2006は、所得税は消費と貯蓄の意思決定に対して歪みを与えるのに対し、消費税はその点で歪みがないという。そこには、貯蓄に対する課税の有無が、納税者に対して実際に貯蓄をするかしないか、またはどれだけの貯蓄をするかの意思決定を変化させるだけの十分な影響を与える、という前提があるのだろう。

確かに、貯蓄の意思決定を左右する要因の1つに課税があることは否定しないが、貯蓄に対する課税が先の議論が成り立つほどに重要な影響を有するものであろうか。例えば、貯蓄それ自体に効用を感じる納税者もいれば、所得から生活のために必要な出費を差し引いた残りがほとんどないような納税者もいる。後者にとっては、貯蓄と消費の選択肢自体が存在しないだろう。仮にこのような納税者による貯蓄額の割合が大きいような社会では、課税が貯蓄の意思決定に与える歪みは考慮に値するほどに重要ではなくなる可能性がある。

したがって、税制を適用しようとする社会において、納税者の貯蓄／消費の意思決定に与える歪みは議論の中で強調されているほど重要な影響をもたらすのかが、まず検討される必要があるように思われる。つまり、現実を観察し、他の問題よりも優先して取り組むほどの影響をもたらしているか否かを示すことが必要だろう。

#### 3.2. 「富の保有それ自体からの無形の利益」<sup>19)</sup>を消費税で捕捉できるか

B&W 2006は所得税論者が主張するよう、将来消費以上に富がもたらす利益について「そういう利益は貯蓄総額ではなくむしろ税引後の消費純額の関数であるために、消費税も、貯蓄に関連する無形の利益の消費を正確に捕捉している」と指摘している。しかし、必ずしも「税引後の消費純額の関数」であるとは限らない。

確かに、富の保有自体から得られる利益を、B&W 2006のように定義すれば議論は成り立つが、その定義が異なれば結論も変わりうる。例えば、「無形の利益」を、富を保有していることでそれを換金すれば直ちに消費又は投資が可能であるという一種の選択権<sup>20)</sup>として捉えれば、この利益は保有から消費までの間にだけ生じることになり、消費税では捕捉できないことになるだろう。

確かに、消費とは別に、貨幣それ自体に何かしらの価値があるという考え方には「幻想」であり、貨幣は財又はサービスと交換できるからこそ価値があることは事実だとしても、納税者が貨幣の保有自体に（たとえそれが誤解であっても）何らかの価値を見いだしているのであれば、そのことを根拠として課税するという考え方もある<sup>21)</sup>。

19) 藤谷（2007），p. 288参照。

20) その他にも「安心感」が得られるともいえるだろう。

21) このような考え方には次のような指摘と類似しているといえるかもしれない。Avi-Yonah (2004)によれば、「貨幣は消費以外のものに対しても使用される。より重要なのは、金融投資及び実物投資…を獲得するために使われうるということである。…重要な点は、所得税の主要な対象である（と私が考える）富裕者の権力は、彼らの消費する能力ではなく、投資する能力（ability to invest）に主に依存する」(p. 1659)とされる。そして「消費税によってそれらが捕捉されるかどうかは不確かである」とも述べて

#### 4. 結びにかえて

B&W 2006は一定の仮定下で理想的な所得税よりも理想的な消費税が優位である、と結論づけ、今後の研究資源はいかに消費税を執行するかにあてるべきとまでいっている。確かに一定の仮定をあければ、これらの議論が間違っていると指摘することは難しい。B&W 2006に対する一種の批判といえる Shaviro (2007) も、その批判の中心は B&W 2006の仮定に対するものであるようにみえる<sup>22)</sup>。言い換えれば、「理想的」所得税・消費税の仮定が現実に照らして不十分であるという批判なのかもしれない。

確かに仮定の下での消費税優位は正しいかもしれないが、その仮定が変われば結論も変わりうる。仮定をより現実的な視点からみると、妥当しないように思えるものも少なくない。そうなると、B&W 2006の主張が現実的にどのような意味があるのかという疑問が生じかねない。

もちろん何が「より良い」かということを論じる必要はあるが、「より良い」状態にするためには、現状を出来る限り現実に即した形で記述することが必要不可欠であろう。ただ、現実を完全な正確性をもってその全てを記述することはほとんど不可能である以上、一定程度の「現実とは異なる」仮定をおかなければ、もしくはその一部だけに焦点をあてなければ、生産的な（少なくとも生産的であろうとするような）議論はできないという限

---

いる。

22) 前掲注1の Sanchirico (2010) も仮定に対する批判であるといえるだろう。ただ、B&W 2006は、純粋な形態での執行はできず、行政・コンプライアンスコストの相違に依存するかもしれないが、理想的な形態でどちらが望ましいかを決定することで実際の制度の設計・理解に役立つ、と指摘している (p. 1415)。

界も否定できない。そういう限界を認識しつつも、現実を観察し続け、また、社会全体の厚生最大化が最優先すべきことであるのかについての議論がます必要であるように思われる。

#### 参考文献

- A. B. Atkinson & J. E. Stiglitz, The Design of tax Structure: Direct Versus Indirect Taxation, 6 J. Pub. Econ. 55(1976).
- Chris William Sanchirico, A Critical Look at the Economic Argument for Taxing Only Labor Income, 63 Tax Law Review 867(2010).
- A Counter-Reply to Bankman and Weisbach, 64 Tax Law Review 551(2011).
- Daniel Shaviro, Beyond the Pro-Consumption Tax Consensus, 60 Stan. L. Rev. 745(2007).
- David F. Bradford, Untangling the Income Tax, Harvard University Press (1986).
- Joseph Bankman and David A. Weisbach, The Superiority of an Ideal Consumption Tax over an Ideal Income Tax, 58 Stan. L. Rev. 1413(2006).
- , Consumption Taxation is Still Superior to Income Taxation, 60 Stan. L. Rev. 789(2007).
- , A Critical Look at Critical Look-Reply to Sanchirico, 64 Tax Law Review 539(2011).
- Milton Friedman, A Theory of the Consumption function, Princeton University Press (1957).
- Reuven S. Avi-Yonah, Risk, Rents, and Regressivity: Why the United States Needs Both an Income Tax and a VAT, 105 Tax Notes 1651 (2004).
- 金子宏 (2012)『租税法 第17版』弘文堂。
- 神山弘行 (2011)「租税法における年度帰属

の理論と法的構造（一）』『法学協会雑誌』  
128巻10号。 藤谷武史（2007）「所得税の理論的根拠の再  
検討」『租税法の基本問題』有斐閣。